

湖南省の特許保護条例

2001年7月30日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

湖南省特許保護条例

(2001年7月30日付で、湖南省第9期人民代表大会常務委員会第23回会議で採択。)

第1条 特許権の保護を強化し、特許権者及び公民の合法的權益を保障し、科学技術の進歩と革新を促進し、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及びその他の関連法律、行政法規に基き、本省の実情に照らし、本条例を制定する。(訳注：中国法に基き、「発明創造」とは、発明、実用新案、意匠をいい、訳語「発明創造の発明者、創作者」とは発明の発明者、実用新案の考案者、意匠のデザイナーをいうものとし、訳語「特許」には発明、実用新案、意匠が含まれるものとする。以下同じ。)

第2条 本省の行政区域内における特許の保護と関連する活動に対して本条例を適用する。

第3条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は、本行政区域内における特許の保護業務に責任を負い、科学技術、教育、工商行政、公安、ラジオ、テレビ放送、報道出版、品質技術監督等の関連部門は各自の職責範囲で特許の保護業務を行うものとする。

第4条 県級以上の人民政府及び関連部門は国家と本省の関連規定に基き、科学技術の占める割合が高い特許プロジェクトに支援を与え、顕著な貢献をした発明者又は創作者を奨励するものとする。

第5条 職務発明創造の特許権が付与された場合、特許権権利者は発明者又は創作者に報奨金を支給しなければならない。一発明特許の報奨金は2千元を、一実用新案特許又は意匠特許の報奨金は最低5百元を下回ってはならない。

職務発明創造による特許権権利者は特許権の有効期限内に、発明創造した特許を実施した後、毎年当該発明又は実用新案特許の実施により得られる販売利益について0.5%以上を、又は当該意匠の実施により得られる販売利益について0.05%以上を、報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。又は上述の比率を参考にして、発明者又は創作者に一括して報酬を支給することができる。

職務発明創造による特許権権利者が他の機関又は個人にその特許の実施を許諾する場合、当該特許の実施を許諾することによって得られる実施料から少なくとも税引後20%を報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。

株式会社は職務発明創造の発明者又は創作者に報奨を与える場合、株式又は出資比率の方法を採用することができる。

特許権権利者と発明者又は創作者は報奨及び報酬について、法に基き書面による約定をした場合、当該約定に基くものとする。

第6条 単位及び個人が特許の出願条件に該当する発明創造の成果を法に基き国内外の特許として適時に出願することを奨励するものとする。

特許出願が公開又は公告される前に、発明創造による技術考案の関係者は、その発明創

造の内容に対し機密保持の責任を負うものとする。

第7条 発明者又は創作者の非職務発明の特許出願に対しては如何なる単位又は個人も規制してはならない。

単位と発明者又は創作者が別途書面による合意がある場合を除き、如何なる個人も法に基き単位の職務発明創造を個人的な名義として特許出願してはならない。

第8条 新聞報道、放送、テレビ、書類、インターネット等の流通媒体により特許製品と特許技術を宣伝、買売する場合、国务院特許行政部門又は省の人民政府特許管理部門発行の当該特許権の有効な証明書類を提供しなければならない。媒体流通単位は規定に照らして証明書類を審査しなければならない。

第9条 如何なる単位及び個人も他人の特許権を不法に実施、他人の特許を詐称又は非特許製品を特許製品であると詐称してはならず、他人の特許権を侵害、他人の特許を詐称、非特許製品を特許製品であると詐称する行為のために特許標記を印刷又は製造、販売、販売許諾、使用、格納、輸送手段、隠匿等の便宜を提供してはならない。

第10条 次に掲げる状況の一つに該当する場合、特許文献検索を行い、関連主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 新技術、新製品を研究、開発する場合。
- (2) 特許に係る技術、設備を輸出入する貿易場合。
- (3) 特許の技術を設備として出資し、合資、合弁企業を申請する場合。
- (4) 特許に係る国内技術貿易の場合。
- (5) その他の国家規定に基き特許文献検索を行わなければならない場合。

第11条 国有資産を有する単位は次に掲げる状況の一つに該当する場合、法に基き設立された資産評価機構により、国の関連規定に従って特許の資産に対して評価を行われなければならない。

- (1) 特許の出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 法人資格の国有企業事業単位が変更又は終了以前に特許資産評価する必要がある場合。
- (3) 国有の特許資産として国外、香港、マカオ、台湾地区の会社、企業及びその他の経済組織、個人と合資、合弁を実施する又は、国外、香港、マカオ、台湾地区の会社、企業及びその他の経済組織、個人に実施を許諾する場合。
- (4) 特許資産を評価、出資して有限責任公司或いは株式会社を設立する場合。
- (5) 国外から特許技術を導入する場合。
- (6) その他の国の規定により評価をしなければならない場合。

国有資産を有しない単位及び個人は上記規定を参照して特許資産評価を申請するものとする。

第12条 特許代理機構は委任者と書面による委託契約書を締結し、契約書の約定に基き

代理権を執行しなければならない。特許代理機構は代理権を利用して委託者の合法的権益を侵害してならない。

特許代理機構は規定に照らして軽減することができる費用徴収項目をわかりやすく公表しなければならない。

特許代理機構は特許管理部門により監督、検査を受けなければならない。

第 13 条 次に掲げる状況の一つに該当する特許紛争の場合、当事者は市、自治州の人民政府特許管理部門に調停、処理を申し立てる又は直接に管轄権を持っている人民法院に起訴することができる。仲裁条件に該当する場合、法に基き仲裁を申請することができる。

- (1) 特許権侵害に関する紛争
- (2) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争
- (3) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争
- (4) 発明特許出願公告後、特許権が付与される前に発明が実施され、適切な実施料が支払われないことに関する紛争
- (5) 特許権の契約書に関する紛争
- (6) 職務発明創造の発明者、創作者の報奨及び報酬に関する紛争
- (7) その他の特許紛争

第 14 条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門に特許権紛争の調停、処理を請求する場合には、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 請求者が特許侵害紛争と直接的な利害関係がある場合。
- (2) 被請求者が明確に特定された、具体的な請求事項及び事実が存在する場合。
- (3) 仲裁協議がなく又は人民法院に提訴していない場合。
- (4) 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門の管轄範囲に属する場合。

省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門に特許権紛争の調停、処理を請求する場合、申請書を提出しなければならない。

第 15 条 省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門は特許権侵害紛争を調停と処理する申請書を受領した後、10 日以内に受理をするか否かの決定を行い書面にて請求者に通知しなければならない。

省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門が特許権紛争を立案した 7 日以内に、被請求者に申請書の副本を送達しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した後 15 日以内に、書面による答弁書を提出しなければならない。被請求者が答弁書を提出しない場合も、案件の審理には影響を及ぼさない。

第 16 条 特許権侵害紛争の処理において、被請求者が特許権無効宣告を請求し且つ特許再審委員会が受理し、審理中止を申請する場合、省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門に特許権無効宣告の申請書の副本及び特許再審委員会の受理証明を提供しなければならない。

省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門は中止審理の申請書及び関連資料を

受領した後 15 日以内に審理を中止するか否かの決定を行い、書面にて当事者に通知しなければならない。

第 17 条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は特許権侵害紛争を処理する場合、立案した 3 ヶ月以内に処理の決定を行わなければならない。複雑な状況で延期の必要がある場合、延長期限は 2 ヶ月を超えてはならない。複雑な状況で延期の必要がある場合、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は省の人民政府特許管理部門の許可を申請しなければならない。

第 18 条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門が特許権紛争を処理する場合には、当事者の申請又は案件審理の必要に基き、関連単位又は専門家が技術の検査と鑑定を委託することができる。

第 19 条 以下の行為は他人の特許を詐称する行為に属する。

(1) 許可を受けずに、その製造又は販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表記する。

(2) 許可を受けずに、広告又はその他の宣伝資料中に他人の特許番号を使用し、関係する技術を他人の特許技術であると誤認させる。

(3) 許可を受けずに、契約中に他人の特許番号を使用し、契約が関わる技術を他人の特許技術であると誤認させる。

(4) 他人の特許証、特許書類又は特許出願書類を偽造又は変造する。

第 20 条 以下の行為は非特許製品を特許製品、非特許方法を特許方法であると詐称する行為に属する。

(1) 特許記号を表記した非特許製品を生産又は販売する。

(2) 特許権の無効を宣告された後も、製造又は販売する製品上に引き続き特許記号を表記する。

(3) 広告又はその他の宣伝資料中で非特許技術を特許技術と称する。

(4) 契約書中で非特許技術を特許技術と称する。

(5) 特許証、特許書類又は特許出願書類を偽造又は変造する

第 21 条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は他人の特許を詐称又は非特許の特許であると詐称する行為に対して法に基き調査、処理しなければならない。

省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は他人の特許を詐称又は非特許の特許であると詐称する行為に対して告発又は発見した場合、その日から 7 日以内に立案して調査、処理するか否かの決定を行わなければならない。

省、区を有する市、自治州の人民政府の特許管理部門は告発者の機密を保持しなければならない。告発が事実と相違ない場合、奨励を行わなければならない。

第 22 条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は他人の特許を詐称又は非

特許を特許であると詐称する行為を処理し、立案した日から3ヵ月以内に処理決定を行わなければならない。

第23条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門はによる特許権侵害紛争又は他人の特許を詐称し、非特許を特許であると詐称する行為を処理する場合には、次に掲げる職権を行使することができる。

(1) 当事者と証人に質問する。

(2) 特許権侵害、他人の特許を詐称又は非特許を特許であると詐称する行為と関係がある管理資料、図面、契約、標記、帳簿及びその他の物品等の最初の証明資料を調べ、複製、登記、保存する。

(3) 特許権侵害、他人の特許を詐称又は非特許を特許であると詐称する行為と関係がある物品と現場の検証、検査を行う。

省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門による特許権侵害紛争又は他人の特許を詐称及び非特許を特許であると詐称する行為の処理において、明らかに当事者が事件にかかわる財産を移転、隠匿、廃棄する行為が見られ、案件の調査処理を困難に或いは執行を困難にさせた場合、特許権侵害紛争又は他人の特許を詐称及び非特許を特許であると詐称する行為にかかわる物品、材料、専用工具、設備等の物品を差し押さえる或いは仮差し押さえることができる。審査を経て、当事者が特許権侵害又は他人の特許を詐称及び非特許を特許であると詐称する行為とならないことが証明された場合、差し押さえ或いは仮差し押えで当事者の合法的利益に与えた損害を賠償しなければならない。

第24条 省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門及び関係人員は調査、証拠収集する場合には、当該機密を保持する義務がある証拠に対して機密を保持しなければならない。

特許管理に従事する人員は調査、証拠収集する場合には、法律執行の証明書類を提示しなければならない。

第25条 特許出願権を横領した場合、権利侵害者は当該特許出願権を返還し、且つ記載項目の変更手続に協力しなければならない。被権利侵害者に損失を生じさせた場合は、賠償しなければならない。

発明者又は創作者の非職務創造発明による特許出願権を略奪した場合、権利侵害者の所在単位または上級主管部門は直接責任者に対して行政処分を与え、権利侵害者は法による民事責任を負わなければならない。

第26条 職務発明創造を非職務発明創造として特許を出願した場合に、所在単位または関係主管部門は是正を命じ、国有企業事業単位の責任者に対して法による行政処分を行い、損失を生じれば法に基き賠償しなければならない。

第27条 本条例第九条の規定に違反し、承知の上で相手側の特許権を侵害、他人の特許を詐称し、非特許を特許であると詐称して、相手側のために特許表記を印刷し、又は製造、

販売、許諾販売、使用、格納、運輸、隠匿などの便宜を提供した場合、省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は是正を命じ、違法所得を没収し、且つ違法所得の二倍以下の罰金を併科することができる。違法所得を没収する場合、三万元以下の罰金に科すことができる。

第 28 条 特許権者の許諾を得ずその特許を実施し特許権侵害紛争が生じた場合には、当事者の協議により解決するものとする。当事者が協議に応じない又は協議が合意に達しない場合には、特許権者又は利害関係人は人民法院に提訴することができ、省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門に処理を請求することができる。

省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は特許権利侵害紛争を処理する場合には、侵害が成立すると認定すれば、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができる。賠償金額は権利者が権利侵害行為によって被る実際の経済損失または、権利侵害者が権利侵害行為によって獲得した全ての利益に基き決定することができ、通常の実施許諾費用の一倍以上三倍に基き決定をする。

第 29 条 他人の特許を詐称した当事者は法により実際的な経済損失を賠償しなければならず、省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は改正を命じ、違法所得を没収する。違法所得の一倍以上三倍以下の罰金とし、違法所得がなければ、一万元以上五万元以下の罰金に処する。

特許を詐称する行為によって他人が生じる損失は計算困難な場合には、下記の範囲において、損害賠償の金額を確定することができる。発明特許権を詐称する場合には、損害賠償金額は五千元以上三十万元以下の賠償金額であり、最高は五十万元を超えてはならない。意匠特許又は実用新案特許権を詐称する場合には、損失賠償金額は五千元以上十五万元以下である。

第 30 条 非特許製品を特許製品であると詐称又は非特許方法を特許方法であると詐称する行為に対して、省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は詐称行為の停止を命じ、一万元以上五万元以下の罰金を併科することができる。

第 31 条 特許権を侵害、他人の特許を詐称し、特許を詐称する行為に対して、省、区を有する市、自治州の人民政府特許管理部門は権利侵害者、詐称者の氏名、住所、被害者の状況及び権利侵害、詐称された特許番号などについて、違法行為地の影響があるニュース媒体で公告を行い、権利侵害の事実を公開し影響を除去する。生じる費用は権利侵害者と詐称者が負担する。

第 32 条 特許権侵害と認定され、且つ法により処理された後も、特許権侵害を続けた場合、権利侵害者に直ちに権利侵害製品の製造と販売を停止し、権利侵害製品及び権利侵害製品を製造するための専用の設備、工具、鋳型を没収する。

第 33 条 特許管理に従事する人員及びその他の関係職員が職務懈怠、職権濫用、汚職に該当する場合には、所在単位又は関係主管部門は法により行政処分を行い、当事者の合法的利益に損失を生じれば、法に基き賠償しなければならない。

第 34 条 本条例は、2001 年 10 月 1 日から施行する。